

# 淡路広域水道企業団水道事業給水条例施行規則

平成 22 年 3 月 26 日

規 則 第 4 号

改正	平成23年 9 月 30日	規則第 5 号	令和元年 9 月 25日	規則第 2 号
	平成24年 7 月 1 日	規則第 2 号	令和 2 年 3 月 16日	規則第 1 号
	平成28年 3 月 15日	規則第 1 号	令和 3 年 9 月 29日	規則第 1 号
	令和元年 5 月 28日	規則第 1 号		

## 目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 3 条—第 16 条）

第 3 章 給水（第 17 条—第 24 条）

第 4 章 料金、手数料及び加入金（第 25 条—第 34 条）

第 5 章 管理（第 35 条・第 36 条）

## 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、淡路広域水道企業団水道事業給水条例（平成 22 年淡路広域水道企業団条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 開発行為 条例第 6 条によるものとする。

(2) 事業者 開発行為を行う者をいう。

第 2 章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の構成及び附属用具）

第 3 条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

2 給水装置には、メーターボックスその他附属用具を備えなければならない。

（給水装置新設等の申込み及び竣工届）

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による給水装置の新設、改造、修繕又は臨時の申込みは、給水装置工事申込書（様式第 1 号）の提出をもって行う。

2 給水装置工事が完了したときは、給水装置<sup>しゅん</sup>竣工届（様式第2号）の提出をもって行う。

（利害関係人の同意書の提出）

**第5条** 条例第5条第2項の規定による企業長が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき 分岐承諾書（様式第3号）

(2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき 土地建物使用承諾書（様式第4号）

（開発等の事前協議書）

**第6条** 条例第6条の規定により開発行為の協議を行おうとする者は、開発給水協議書（様式第5号）の提出をもって行う。

2 前項に定めた内容を変更してはならない。やむを得ず変更する場合は、必ず事前に開発給水変更協議書（様式第6号）を提出し再度協定しなければならない。

3 企業長は、協議書の提出があった場合は、速やかに調査の上、その結果を当該申請者に書面（様式第7号）により回答する。

（工事費の費用負担）

**第7条** 開発行為に係る区域に給水するために新設され、又は改良される水道施設の工事費は、すべて事業者の負担とする。

（給水装置の構造及び材質の基準）

**第8条** 企業長は、条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、淡路広域水道企業団指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 企業長は、前項の規定による企業長が求めた証明が提出されないときは、当該構造及び材質の使用を制限し、又は禁止することがある。

（給水管及び給水用具の指定）

**第9条** 条例第9条の規定による企業長が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項により鉱工業品又はその包装容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、

当該特別な表示が付されたもの

(2) 製品が令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの

(3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の令第6条に定める構造、材質基準への適合性を証明したもの

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めた場合は、前項の規定により企業長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

3 企業長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

4 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構築物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分界点は、受水タンクの入水口のメーターまでとする。  
(給水管の口径)

**第10条** 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管埋設の深さ)

**第11条** 給水管は、私道内においても60センチメートル以上、宅地内においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(給水管材料の特例)

**第12条** 配水管又は道路に埋設された他の給水装置の分岐部分から当該分岐部分に最も近い止水栓（当該止水栓が道路にあるときは、道路以外の部分にある止水栓分岐部分に最も近いもの）までの部分の給水管については、次の各号に定めるところにより、当該各号に定める材料を使用しなければならない。

(1) 口径が40ミリメートル以下の給水管（ポリエチレンパイプ）

(2) 口径が40ミリメートルを超える給水管（鋳鉄管及び硬質塩化ビニール管）

2 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の事由により、企業長がやむを得ないと認めた場合は、前項各号に定める材料以外の材料を使用することができる。

(メーターの設置位置等)

**第13条** メーターは、次に定める基準に基づき設置する。

(1) 原則として、建築物の外であって当該建築物の敷地内

(2) 原則として、給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置

- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
  - (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
  - (5) 水平に設けることができる場所
- 2 給水管の敷地内への引込みにおいては、建築物の敷地が公道に隣接している場合は、公道より引込むものとする。
- (メーターの設置基準)

**第 14 条** メーターを設置する基準は、1 建築物に 1 個とする。ただし、企業長が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(受水タンク以下の装置)

**第 15 条** 条例第 17 条第 2 項の規定による使用水量を計量するため特に必要があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 受水タンク以下の装置が 2 戸以上の住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
  - (2) 受水タンク以下の装置が住居の用に供される部分（以下「住宅部分」という。）と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用が異なるとき。
- 2 受水タンク以下の装置にメーターを設置する基準は、次に定めるとおりとする。
- (1) 前項第 2 号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分（以下「共用部分」という。）を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。
  - (2) 前項第 2 号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。
    - ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が 2 戸以上で各戸ごとにメーターを設置することができる。
    - イ 非住宅部分について、企業長が計量上必要があると認めたときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。
- 3 前項各号の共用部分について企業長が特に必要と認めたときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。
- 4 メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次の事項に適合するものでなければならない。
- (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
  - (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。

- (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。
- 5 受水タンク以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、企業長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。
- 6 メーターは、あらかじめ企業長に届け出て条例第8条第1項に規定する企業長が指定する者が工事を施行した受水タンク以下の装置でなければ設置しない。
- 7 受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(危険防止の装置)

**第16条** 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

- 2 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、企業団の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。
- 5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

### 第3章 給水

(給水管防護の措置)

**第17条** 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出及び隠ぺいにかかわらず、防寒措置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(給水の申込み)

**第18条** 条例第14条の規定による給水の申込みは、給水栓新設届（様式第8号）の提

出をもって行う。

(代理人の選定届等)

**第 19 条** 条例第 15 条の規定による給水装置の所有者の代理人選定の届出は、代理人(管理人)選定(変更)届(様式第 12 号)により行う。

(メーターの損害弁償)

**第 20 条** 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを滅失し、又は損傷したときは、メーター滅失(損傷)届(様式第 13 号)を企業長に届け出なければならない。

(水道の使用開始、中止、変更等の届出の様式)

**第 21 条** 条例第 19 条の規定による届出は、次に定めるところによる。

(1) 給水装置の使用を開始しようとするときは、給水栓開栓届(様式第 9 号)、閉栓しようとするときは、給水栓閉栓届(様式第 10 号)、廃止しようとするときは、給水栓廃止届(様式第 11 号)の提出をもってそれぞれ行う。

(2) メーターの口径を変更しようとするときは、給水装置口径変更届(様式第 14 号)の提出をもって行う。

(3) 消火演習に消火栓を使用するときは、消火栓演習使用届(様式第 15 号)の提出をもって行う。

(4) 給水装置所有者に変更があったときは、給水装置所有者(使用者)変更届(様式第 16 号)の提出をもって行う。

(5) 消火栓を消火に使用したときは、消防用水使用届(様式第 17 号)の提出をもって行う。

(企業長が行う修繕)

**第 22 条** 条例第 21 条第 2 項ただし書に規定する修繕に要した費用を徴収しない場合は、企業団の配水管からメーター(受水槽が設置されている場合は受水槽上流のメーター)までの維持管理における修繕で企業長の認めるものとする。ただし、当該修繕に伴う土地、建造物等の復旧を要する場合は、当該復旧に要する費用のうち企業長が定める費用については、水道使用者等の負担とする。

(給水装置及び水質検査の請求)

**第 23 条** 条例第 22 条第 1 項の規定による検査請求は、給水装置・水質検査請求書(様式第 18 号)の提出をもって行う。

(用途の適用基準)

**第 24 条** 条例第 24 条に規定する料金の適用基準は、次の表のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のすべての用に供するもの

公衆浴場用	公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場に使用するもの
船舶用	港湾において船舶用給水に専ら使用するもの
臨時用	工事その他一時的に水道を使用するもの

#### 第 4 章 料金、手数料及び加入金

（料金等の納入期限）

**第 25 条** 条例の規定により徴収する料金等の納入期限は、料金にあつては、納入通知書を発した月の末日（以下「支払期限日」という。）とする。

（過誤納による清算）

**第 26 条** 水道料金（以下「料金」という。）を徴収後その料金の算定に過誤があつたときは、発覚後、直ちにその差額を追徴し、若しくは還付し、又は次回徴収の料金で精算する。

（使用水量の認定基準等）

**第 27 条** 条例第 26 条の規定による使用水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があつたとき又は使用水量が不明のときは、認定する月の前 3 期の平均又は前年の同一期間の使用水量
- (2) 料率の異なる 2 種以上の用途に水道を使用するときは、使用の実態を考慮して区分した見積量
- (3) 給水装置の共用により水道を使用するときは、各戸均等とみなした使用水量

2 前項各号に定めた以外の方法により使用水量を見積もることができる事情がある場合は、これを考慮することができる。

（特別な場合の料金等の算定等）

**第 28 条** 同一の月内に開栓と閉栓が行われた場合の基本料金は、それぞれ 1 箇月分として算定する。

2 開栓手数料及び閉栓手数料は、開栓又は閉栓を行うごとに算定する。同一の日に開栓又は閉栓を行う場合においても同様とする。

（料金等の軽減又は免除）

**第 29 条** 条例第 32 条の規定による軽減又は免除は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。ただし、条例第 21 条に定める管理をしない者又は故意に給水装置を破損した者の場合は、この限りでない。

- (1) 災害その他の理由により料金等の納付が困難である者の料金等について企業長が特に必要と認めたとき。
- (2) 企業団の原因により発生した料金等。

- (3) その他企業長が特に必要と認めたとき。
- 2 料金等の軽減又は免除を受けようとする者は、料金等（軽減・免除）申請書（様式第19号）の提出をもって行う。ただし、企業長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 企業長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。ただし、前項ただし書による場合は、この限りでない。

（集合住宅等の料金及び加入金の徴収の基準）

**第30条** 企業長は、集合住宅及び住宅団地（以下「集合住宅等」という。）で受水槽以下の装置が次に定める条件に適合している場合には、料金の各戸徴収を認めることができる。

- (1) 受水槽以下の各戸又は各箇所のメーター口径に応じた条例第33条で定める加入金の合計額を納付していること。
- (2) 受水槽以下の装置が条例第9条第1項の規定に基づき、構造及び材質を指定した場合の基準に適合していること。
- (3) 受水槽以下の各戸又は各箇所のメーター設置に要する費用は、申請者が負担すること。
- (4) その他企業長が必要と認める条件に適合していること。
- 2 前項の規定により各戸徴収を希望する者は、給水装置工事申込書により企業長に申請しなければならない。
- 3 集合住宅等で既に受水槽上流のメーター（以下「親メーター」という。）の口径に係る加入金を納付し、給水を受けている者が各戸徴収を受けようとするときは、親メーターの口径に係る条例第33条で定める加入金の額と受水槽末流のメーター（以下「子メーター」という。）に係る加入金の合計額との差額を納付しなければならない。ただし、親メーターの口径に係る加入金の額が子メーターに係る加入金の合計額を超える場合であっても、その差額は還付しない。
- 4 給水装置の改造及び建築物の改造等に伴う前項の加入金の算出方法は、別に定めるところにより計算する。

（加入金等の還付）

**第30条の2** 条例第33条第3項ただし書の規定による加入金の還付については、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとし、還付する額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置工事申請後において、申請工事着手前に申請の取消しを認めた場合は、

既納の加入金の額

(2) 給水装置工事の設計変更に伴い給水口径に減径が生じ、工事の設計変更申請を認めた場合は、変更後の工事に係る加入金の額と既納の加入金の額との差額

- 2 前項の規定により還付を受けようとする者は、給水装置工事中止（変更）届兼新設工事費等還付請求書（様式第 20 号）の提出により行うものとする。この場合において、条例第 7 条に掲げる費用で、既納の材料費のうち企業長が認めた額も併せて行うことができる。ただし、条例第 31 条第 3 号の規定による手数料は、還付しない。

（集合住宅等の料金計算）

**第 31 条** 集合住宅等で第 30 条第 1 項の規定による各戸徴収を認める場合の各戸又は各箇所当たりの料金は、子メーターの口径及びその指示数量により計算する。

- 2 前項の場合において、親メーターの指示数量が子メーターの指示数量の総和を超えるときは、差水量の料金は、1 立方メートルにつき、条例第 24 条に規定する臨時用料金の金額とする。ただし、特に企業長の定める基準に合格した集合住宅等の受水槽以下の装置については、別に定めるところにより計算する。

- 3 集合住宅等の受水槽以下の装置で各戸徴収を認めていない場合の料金は、専用給水装置に給水する例により計算する。

（領収印）

**第 32 条** 料金その他の納付金の領収書は、企業出納印、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関又は地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき企業団の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者の領収印があるものに限り有効とする。

（給水停止の方法）

**第 33 条** 条例第 36 条及び第 37 条の規定による給水の停止は、あらかじめこれを通知して止水栓若しくは制水弁閉止、メーターの取りはずし又は配水管との連絡を切り離すことにより行う。

（給水停止及び解除に要する費用）

**第 34 条** 前条の規定による給水停止及び解除をする場合には、これに要する費用を徴収することができる。

## 第 5 章 管理

（措置命令）

**第 35 条** 条例第 36 条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第 21 号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(委任)

**第 36 条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(淡路広域水道企業団水道用水供給条例施行規程の廃止)

2 淡路広域水道企業団水道用水供給条例施行規程(平成 11 年淡路広域水道企業団規程第 3 号)は、廃止する。

**附 則** (平成 23 年 9 月 30 日規則第 5 号)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 7 月 1 日規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 3 月 15 日規則第 1 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和元年 5 月 28 日規則第 1 号)

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和元年 9 月 25 日規則第 2 号)

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 2 年 3 月 16 日規則第 1 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (令和 3 年 9 月 29 日規則第 1 号)

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

お客様番号	
-------	--

	水道技術管理者 (補)						係

### 給水装置工事申込書

淡路広域水道企業団企業長 様 住所 〒 氏名 電話 指定工事事業者名 代表者 主任技術者名 (交付番号) 下記のとおり給水装置工事をしたいので、 淡路広域水道企業団給水条例及び誓約事項を遵守し申込み ます。		年 月 日 受 付 日 年 月 日 工 事 番 号 第 号 メーター口径 mm 所 要 水 量 メーター番号 開 栓 予 定 年 月 日 起票済 調定者 ① 加 入 金 ¥ (うち消費税) No. ②工事審査手数料 ¥ No. ③販売材料費 ¥ (うち消費税) No. ④ 合 計 ¥ (うち消費税) No. 給 水 方 式 <input type="checkbox"/> 直圧式 <input type="checkbox"/> 受水槽方式 <input type="checkbox"/> その他 受 水 槽 の 設 置 届 の 有 無 有 ・ 無 工 事 場 所 受 水 槽 容 量 m <sup>3</sup> 受 付 番 号 工 事 種 別 新設 改造 増設 修繕 撤去 その他 ( ) 開発申請書の添付の有無 有 ・ 無 種 別 一般 公衆浴場 臨時 その他 土地・建物・占用承諾書の添付の有無 有 ・ 無 口 径 変 更 無 有 φ mm → φ mm 支管・分岐承諾書の添付の有無 有 ・ 無 水 栓 数 使用土地家屋 の 所 有 区 分 自家・自地 借家・借地 その他書類の添付の有無 有 ・ 無
道 路 申 請 書	道路法第32条の許可条件に従いますので 道路占用申請をお願いします。 申請者 路線名 許可日 年 月 日 許可番号	河川法第24、26、27条の許可条件に従いますので 河川占用申請をお願いします。 河 川 申 請 書 申請者 河川名 許可日 年 月 日 許可番号
誓 約 事 項 給水装置工事を行うにあたり、下記のとおり誓約します。 ・地主及び給水管所有者等の利害関係人その他の者から問題が生じても一切の責任は私が負い、貴職及び関係者には迷惑をおかけしません。 ・給水装置の施工が、給水条例等、貴職が定める基準による施工と異なる場合、民地内のメーターまで維持管理については、貴職の指示のもと、私の責任より行います。また、貴職の指示に従えない場合、給水を停止されても異議申立てはいたしません。 ・給水装置の設置場所が、水道施設基準による標準水圧と異なる場合、これに生じる影響については、異議申立てはいたしません。 ・給水装置工事完了後、ただちに給水を開始しない場合、維持管理については、私の責任より行います。		
(注)氏名等は、本人（代表者）が自署する場合、押印は不要です。自署しない場合は、記名押印をしてください。		

様式第2号 (第4条関係)

給水装置竣工

淡路広域水道企業長 様  年 月 日  申込者 住所  氏名  下記のとおり給水装置工事を完了しましたから、検査を願いたくお届けします。					工事番号		受付日	年 月 日
								係
					給水区域			
検査日時		年 月 日	検査結果	合・否				
検査員								
工事場所		立会者 (主任技術者)						
着手	年 月 日	完成	年 月 日	検査希望日時	年 月 日 時	水圧テスト		
指定工事業者 (工事施工者)		住所				常圧：( ) MPa		
		氏名				時間： AM 時 分～ AM 時 分 PM		
		担当				配管材料 材質 口径φ mm		
					配管状態 適・不適 ( )			
					メーター位置 適・不適 ( )			
残留塩素の測定		mg/l		臭気	異常なし・異常あり			
味	異常なし・異常あり	色	異常なし・異常あり	濁り	異常なし・異常あり			
その他								

様式第3号（第5条関係）

分岐承諾書

申込者の給水装置工事を、私使用又は所有の給水装置から分岐することを承諾します。

この工事により次のことがあっても両者異議の申し立てをしないとともに両者において一切解決いたします。

- 1 出水不良が生じたとき。
- 2 他の利害関係者等第三者より異議の申し立てがあった場合

年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長

様

給水装置申込者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

分岐承諾者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

様式第4号（第5条関係）

土地建物使用承諾書

土地所在地                      市    番 地  
建物所在地                      市    番 地

- 1 給水装置工事施工のため、上記の土地家屋を使用することを承諾します。
- 2 今後、水道管の維持管理等の水道工事に関して必要を生じたときは、掘削されても異議を申立ていたしません。
- 3 水道管理設箇所建築等をするために水道管の位置変更を必要とする場合には、給水装置所有者又は水道使用者がそれに要する費用の全額を負担いたします。
- 4 土地(建物)所有者に変更があるときには、新所有者又は使用者に対しても本承諾書の内容を継承させ、トラブルのないようにします。

年              月              日

淡路広域水道企業団

企 業 長                                      様

土 地（ 建 物 ） 所 有 者      住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

給水装置所有者（申込者）      住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

水 道 使 用 者                      住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

淡路広域水道企業団

企業長

様

申請者

住所

氏名

電話番号

開 発 給 水 協 議 書

次の開発区域に上水道の給水を受けたいので、淡路広域水道企業団給水条例施行規則第6条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 事業の名称
- 2 開発区域の地名
- 3 開発区域の面積(m<sup>2</sup>)
- 4 土地(建築物)の用途
- 5 計画給水人口(人)
- 6 1日最大給水量(m<sup>3</sup>)
- 7 開発区域内の水道施設の概要
- 8 給水予定年月日 年 月 日
- 9 その他必要な事項

添付書類

- (1) 位置図
- (2) 求積図
- (3) 現況平面図、開発計画平面図、配置図
- (4) 建物平面図、立面図
- (5) 給水装置図、配管詳細図
- (6) その他管理者が必要と認める書類

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

淡路広域水道企業団 企業長 様

申請者

住所

氏名

電話番号

開 発 給 水 変 更 協 議 書

淡路広域水道企業団給水条例施行規則第6条第2項の規定により、 年  
月 日付けで提出しました開発給水協議書の内容を下記のとおり変更し  
たいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

	<u>変 更 後</u>	<u>変 更 前</u>
1 事業の名称		
2 開発区域の地名		
3 開発区域の面積(m <sup>2</sup> )		
4 土地(建築物)の用途		
5 計画給水人口(人)		
6 1日最大給水量(m <sup>3</sup> )		
7 開発区域内の水道施設の概要		
8 給水予定年月日	年 月 日	年 月 日
9 その他必要な事項		

## 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 求積図
- (3) 現況平面図、開発計画平面図、配置図
- (4) 建物平面図、立面図
- (5) 給水装置図、配管詳細図
- (6) その他管理者が必要と認める書類

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

様

淡路広域水道企業団 企業長



開発給水協議に関する回答について

年 月 日付けで協議のあったことについて、下記のとおり  
回答いたします。

記

1 適 別紙給水協定書の締結を条件として同意します。

2 否

（理由）

(別紙)

## 給 水 協 定 書

淡路水道企業団企業長(以下「甲」という。)と事業者(以下「乙」という。)とは、淡路広域水道企業団給水条例(以下「条例」という。)第6条に基づき、淡路広域水道企業団給水条例施行規則(以下「規則」という。)第6条の規定により、乙より 年 月 日付け(受付 第 号)開発給水協議書の提出があった給水について次のとおり協定する。

(開発行為の内容)

第1条 乙が行う開発行為は、次のとおりとする。

- (1) 事業の名称
- (2) 開発区域の地名
- (3) 開発区域の面積 (m<sup>2</sup>)
- (4) 土地(建築物)の用途
- (5) 計画給水人口 (人)
- (6) 1日最大計画給水量 (m<sup>3</sup>)

2 乙は、前項に定めた内容を変更してはならない。やむを得ず変更する場合は、必ず事前に変更届(様式第6号)を提出し再度協定しなければならない。

(工事の施工)

第2条 乙は、給水協議書の内容に従い、条例、規則その他関係法令を遵守し、条例第8条の規定により、淡路広域水道企業団指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)に工事を施工させなければならない。この場合においては、淡路広域水道企業団工事仕様書を遵守し、甲の指導のもとに施工しなければならない。

2 乙は、工事の着手に当たっては、工事着手届を甲に提出するものとする。

3 工事の施工においては、企業団が施工する公共工事と同時施工となる場合、又は隣接する工事に協力しなければならない。

4 乙は、工事完了後遅滞なく工事完了届を甲に提出し、甲の完了検査を受けなければならない。

5 甲は、工事の完了検査を行ったときは、その結果を遅滞なく乙に通知しなければならない。

6 完了検査後、水道施設の寄附について甲乙協議しなければならない。

(協定事項の不履行等)

第3条 乙の責めに帰すべき事由により事業を中止し、若しくは変更し、又はこの

協定に定める義務を履行しない場合その他工事の施工若しくは施設の設置に起因して生じた紛争及び損害について、乙は、乙の費用において、甲及び被害を受けた第三者に対して相当の賠償の責めを負うものとする。

(権利義務の承継)

第4条 乙は、本協定に定める事業を第三者に譲渡しようとする場合において、乙はこの協定に定めた事項をすべて事業譲受人に承継させるよう措置しなければならないものとし、事業譲渡の際、既に乙が負担していた義務は、乙及びその譲受人が連帯してその責めを負うものとする。

2 前項に定める事業譲渡に当たっては、あらかじめ甲及び利害関係者若しくはその代表者に了解を得るとともに、事業譲渡の経過について報告しその同意を得るものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定める事項に関し疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項に関しては、甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

兵庫県南あわじ市神代浦壁792番地6

甲 淡路広域水道企業団

企業長

印

住所

乙

氏名

印



整理No \_\_\_\_\_

## 給水栓新設届

淡路広域水道企業団 企業長 様

年 月 日届出

淡路広域水道企業団水道事業給水条例及び同条例施行規則が給水契約として適用されることを承諾の上、同条例第14条を遵守し、次のとおり申込みします。

(太線の中だけにご記入下さい)

水栓設置場所	市 番地		
	マンション・アパート・店名	TEL ( )	
開栓年月日	年 月 日	開閉栓区分	開栓 ・ 閉栓
量水器区分	単独 ・ 親メーター ・ 子メーター		
フリガナ			
所有者名			
所有者住所			
フリガナ			
使用者名			
使用者住所			
水道料金請求先住所氏名	①水栓設置場所 ②使用者住所 ③その他	〒 - 氏名 ( ) TEL ( )	
代理人 (指定給水工事事業者)			

口径	φ mm	メーター番号		初期指示数	m <sup>3</sup> 桁
検定満了月	年 月	用途	一般・その他 ( )		
メーター筐出庫	有 ・ 無	メーター種別	地下式 ・ 地上式		
お客様(使用者)番号			工事番号		
検針地区			配水区		
備考			PC入力	月 日	



# 給水栓開栓届

淡路広域水道企業団 企業長 様

年 月 日

淡路広域水道企業団水道事業給水条例及び同条例施行規則が給水契約として適用されることを承諾の上、同条例第19条に基づき、下記のとおり開栓を申込みします。

記 ※ (太枠内にご記入ください)

水栓設置場所	市		番地	開栓希望年月日	年 月 日 (午前 ・ 午後 )		
	マンション・アパート・店名	部屋番号	号室				
水道使用者 (給水契約者)	住所	〒 _____					
	フリガナ	TEL ( )					
	氏名						
請求先	①水栓設置場所	〒 _____					
	②使用者住所	TEL ( )					
	③その他	氏名					
支払方法	① 納付書    ② 口座振替 (別途口座振替依頼書もご提出下さい)    ③ [ 継続 ] 口座振替希望 <span style="float: right;">旧お客様番号【 _____ 】</span>						
水道用途	一般 ・ 臨時 ・ その他 ( )						
下水道	有 (井戸・温泉を併用される方の使用人数 _____ 人) ・ 無						
※水道使用者以外が申請される場合は、下記もご記入ください							
代理人	住所				関係	1.家族 ( )    2.大家又は管理人 3.指定工事店    4.その他 ( )	
	氏名	TEL ( )			本人同意	有 <input type="checkbox"/> <small>※ 本人の同意が得られていない場合は、同意を得た上で、改めてお申込み下さい。</small>	
お客様番号			手数料領収印欄		備考欄		
メーター口径	φ	mm	<b>【 注意 】</b> 開栓の際に必要となります、 <b>《 開栓手数料 2,000円 》</b> については、 <u>初回の水道料金と同時に請求</u> させていただきます。				
メーター番号							
指示数	m <sup>3</sup> 桁						
前回指示数	m <sup>3</sup> 桁						
検定満了月	年	月	配水区		受付者	作業者	PC入力

◆ご提供いただいた個人情報は、水道事業に係る目的の範囲内で利用いたします。



# 給水栓閉栓届

淡路広域水道企業団 企業長 様

年 月 日

淡路広域水道企業団水道事業給水条例第 19 条により下記のとおり閉栓を届け出ます。

## 記

※ (太枠内にご記入ください)

水栓設置 場 所	市		番地	閉栓希望 年月日	年 月 日 (午前 ・ 午後 )
	マンション・アパート・店名		部屋番号 号室		
水 道 使用 者 (給水契約者)	住 所	〒 -			
	フリカ`ナ	TEL ( )			
	氏 名				
請 求 先 転 居 先	①水栓設置場所	〒 -			
	②使用者住所	TEL ( )			
	③そ の 他	氏 名			
精算方法	① 納 付 書    ② 口座振替    ③その他 ( )				
下 水 道	有 (井戸・温泉を併用されていた方の使用人数 ) 人 ・ 無				
※水道使用者以外が申請される場合は、下記もご記入ください					
代 理 人	住 所	TEL ( )		関 係	1.家族 ( )    2.大家又は管理人 3.指定工事店    4.その他 ( )
	氏 名			本人同意	有 <input type="checkbox"/> ※ 本人の同意が得られていない場合は、同意を得た上で、改めてお申込み下さい。
お 客 様 番 号			手数料領収印欄	備 考 欄	
メーター口径	φ	mm	【 注 意 】 閉栓の際に必要となります、 《 閉栓手数料 2,000 円》 については、最終 (精算時) の水道料金と同時に請求させて いただきます。		
メーター番号					
指 示 数	m <sup>3</sup>	桁			
前回指示数	m <sup>3</sup>	桁			
検 定 満 了 月	年	月			
			受 付 者	作 業 者	PC入力



# 給水栓廃止届

年 月 日

淡路広域水道企業団 企業長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

T E L ( ) \_\_\_\_\_

淡路広域水道企業団水道事業給水条例第 19 条により下記のとおり廃止を届け出ます。

## 記

※ (太枠内にご記入ください)

水栓設置 場 所	市		番地	廃止希望 年月日	年 月 日 (午前 ・ 午後 )
	マンション・アパート・店名	部屋番号	号室		
水 道 使用 者 (給水契約者)	住 所	〒 _____			
	フリガナ	TEL ( ) _____			
	氏 名	_____			
請 求 先 転 居 先	①水栓設置場所	〒 _____			
	②使用者住所	TEL ( ) _____			
	③そ の 他	氏 名 _____			
精算方法	① 納 付 書    ② 口座振替    ③その他 ( ) _____				
下 水 道	有 (井戸・温泉を併用されていた方の使用人数 _____ 人) ・ 無				
代 理 人 *	関 係	1.家族 ( )    2.大家又は管理人 3.指定工事店    4.その他 ( )	委 任 状	有 <input type="checkbox"/> ※ 代理人の方が手続される場合は、本人 (給水装置所有者等) の委任状が必要となります。	
お客様番号	手数料領収印欄		備考欄		
メーター口径	φ _____ mm	【 注意 】			
メーター番号		廃止の際に必要となります、			
指 示 数	m <sup>3</sup> 桁	《 閉栓手数料 2,000 円》			
前回指示数	m <sup>3</sup> 桁	については、最終 (精算時) の水道料金と同時に請求させていただきます。			
検定満了月	年 月	配水区		受 付 者	作 業 者
					PC入力

## 代理人 (管理人) 選定 (変更) 届

年 月 日

淡路広域水道企業団 企業長 様

給水装置所有者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

淡路広域水道企業団給水条例第 15 条及び第 16 条の規定により、次のとおり代理人 (管理人) を選定 (変更) しましたので届け出ます。

給水装置の設置場所		市	番地	マンション・アパート・店名	
代 理 人 (管 理 人)	住 所	市			
	氏 名	番地			
受 付 日	年 月 日	整理番号		お客様 (使用者) 番 号	
区 分	所有 ・ 共有 ・ 共用 ・ その他 ( )				
摘 要					

様式第13号 (第20条関係)

メーター滅失(損傷)届

年 月 日

淡路広域水道企業団 企業長 様

給水装置使用者(給水装置所有者、給水装置管理人)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

下記の理由により使用中のメーターを滅失(損傷)しましたのでお届けいたします。なお、損料等については直ちに弁償いたします。

記

給水装置の場所					
(理由)					
※メーターの種別	口径	mm	番号		
有効年限	年 月	取付	年 月 日		

※淡路広域水道企業団記入欄

## 給水装置口径変更届

年 月 日

淡路広域水道企業団 企業長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

指定給水工事事業者 住所 \_\_\_\_\_  
(工事施工者)

氏名 \_\_\_\_\_

淡路広域水道企業団水道事業給水条例第 19 条の規定により、次のとおり給水装置の口径を変更したいので届け出ます。

給水装置所有者	住所									
	氏名									
給水装置使用者	住所									
	氏名									
給水装置の場所										
お客様(使用者)番号										
口径別 (ミリメートル)	新	13.	20.	25.	30.	40.	50.	75.	100.	( )
	旧	13.	20.	25.	30.	40.	50.	75.	100.	( )
変更年月日		年 月 日								
旧口径 メーター番号		取外し 指針	m <sup>3</sup>							
新口径 メーター番号		取付け 指針	m <sup>3</sup>	検 定	満 了 月	年 月				

上記記載の給水装置改造工事にともない、下記のことについて承諾します。

### 記

1. 口径変更にかかる納入済分担金の精算請求はいたしません。
2. 口径変更後将来において口径復活を行う場合は、口径別分担金の差額を支払うとともに、その工事についてもすべて負担します。
3. 口径変更により生じた一切の問題ならびに損害に対し異議申し立てはいたしません。また、当方の責において解決します。

# 消火栓演習使用届

年 月 日

淡路広域水道企業団 企業長 様

消火栓使用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

淡路広域水道企業団水道事業給水条例第 19 条の規定により、次のとおり消火栓を演習に使用したいので届け出ます。

消火栓の設置場所	
消火栓の種別	地上式 ・ 地下式
演習使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
理 由	

**※処 理 欄 (企業団立会人記入)**

受付日	年 月 日	整理番号	
消火栓使用時間	時間 分	使用水量	m <sup>3</sup>

※位置図添付のこと

# 消火栓演習使用許可証

申 請 者 様

淡路広域水道企業団 企業長

上記申請について許可します。

料金の精算方法	免除 ・ 別途請求
---------	-----------

## 給水装置所有者(使用者)変更届

年 月 日

淡路広域水道企業団 企業長 様

届出人	住 所	
	氏 名	
	TEL	(      )

※ 原則届出人は所有者(使用者)とする。

淡路広域水道企業団水道事業給水条例第 19 条の規定により、次のとおり(所有者・使用者)の変更を届出します。

新所有者 新使用者	住 所		
	フリガナ		TEL
	氏名		(      )
旧所有者 旧使用者	住 所		
	フリガナ		TEL
	氏名		(      )

1	お客様(使用者)番号または台帳番号	
	設 置 場 所	
	変 更 理 由	家族 ・ 売買 ・ その他 (                      )
2	お客様(使用者)番号または台帳番号	
	設 置 場 所	
	変 更 理 由	家族 ・ 売買 ・ その他 (                      )
3	お客様(使用者)番号または台帳番号	
	設 置 場 所	
	変 更 理 由	家族 ・ 売買 ・ その他 (                      )



# 消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

淡路広域水道企業団 企業長 様

住 所 \_\_\_\_\_ 市 消防団 \_\_\_\_\_

氏 名 団 長 \_\_\_\_\_

淡路広域水道企業団水道事業給水条例第 19 条の規定により、次のとおり消火のため消火栓を使用したので届け出ます。

記

火災発生	日 時	年 月 日	
	場 所		
使 用 し た 消 火 栓			
水栓の種類及び場所	時 間	水 量	概 要
公・私設消火栓	自 時 分 至 時 分 分間	m <sup>3</sup>	
公・私設消火栓	自 時 分 至 時 分 分間	m <sup>3</sup>	
公・私設消火栓	自 時 分 至 時 分 分間	m <sup>3</sup>	
公・私設消火栓	自 時 分 至 時 分 分間	m <sup>3</sup>	
計	時間 分	m <sup>3</sup>	

※位置図添付のこと

様式第 18 号 (第 23 条関係)

検 査 請 求 書

年 月 日

淡路広域水道企業団  
企業長 様

住 所  
請求者  
氏 名

淡路広域水道事業給水条例第 22 条の規定により、下記のとおり給水装置（水質）の検査の請求をいたします。

記

水 栓 番 号	第	号	水 栓 種 類	
水 栓 所 在				
同 上 使 用 者				
給水管の種類			給水管口径	mm
量水器口径	mm	量水器型式及び番号		
請 求 の 理 由				

受 付	月 日	整理番号	第 号	検 査 実 施	月 日
検 査 結 果				検 査 員	
				通知の有無	済・未済

(注) 給水装置  
水 質 について該当する箇所を○で囲んでください。

年 月 日

淡路広域水道企業団 企業長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

### 料金等（軽減・免除）申請書

淡路広域水道企業団水道事業給水条例第32条及び淡路広域水道企業団水道事業給水条例施行規則第29条の規定により、料金等の軽減・免除を下記のとおり申請します。

記

お客さま番号	
水栓住所	
使用者名	
軽減・免除を受けようとする料金等の種別	
申請理由	

添付書類

企業長が必要と認めるもの

様式第 20 号 (第 30 条の 2 関係)

給水装置工事中止 (変更) 届  
兼 新設工事費等還付請求書

年 月 日

淡路広域水道企業団企業長 様

工事申込者  
住 所  
氏 名 印

年 月 日付で申請した下記の工事については、当方の都合により中止 (変更) しますのでお届けします。また、淡路広域水道企業団水道事業給水条例施行規則第 30 条の 2 の規定により、次の工事金額を還付くださるよう請求します。

記

1 工 事 番 号 \_\_\_\_\_

2 施 工 場 所 \_\_\_\_\_

3 申 込 代 理 人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

4 申 込 口 径 \_\_\_\_\_ mm

5 中 止 ・ 変 更 区 分 中止 ・ 変更 (口径変更 mm → mm)

6 工 事 金 額

	当初工事金額	中止(変更)後工事金額	還付請求額
加 入 金	円	円	円
手 数 料	円	円	円
材 料 費	円	円	円
計	円	円	円

7 還 付 請 求 額 \_\_\_\_\_ 円

8 還付金振込口座

金 融 機 関	
本 支 店	
口 座 種 別	当座 ・ 普通
口 座 番 号	
フリガナ 口座名義人	

9 添 付 書 類

- (1) 納入済領収書 (写し)
- (2) 給水装置工事申込書 (写し)

様式第21号（第35条関係）

年 月 日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

給水装置の使用者氏名

又は

給水装置の所有者氏名

様

淡路広域水道企業団

企業長



淡路広域水道企業団給水条例第36条の規定に基づき、次のとおり指示します。

1 給水装置の設置場所

2 措置指示事項